

蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例

(設置)

第1条 郷土の歴史、文化及び自然に親しむ場を提供することにより、市民の歴史及び文化に対する理解を深め、郷土文化の向上に資するため、史跡黒浜貝塚(以下「史跡」という。)を設置する。

(位置)

第2条 史跡の位置は、蓮田市大字黒浜2787番地とする。

(施設)

第3条 史跡に次に掲げる施設を置く。

- (1) 宿浦のムラ
- (2) 椿山のムラ
- (3) 縄文の小川
- (4) 縄文の浜辺
- (5) 縄文の海
- (6) 遊歩道
- (7) 管理施設
- (8) 便益施設
- (9) ガイダンス施設

(管理)

第4条 史跡は、蓮田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(行為の制限)

第5条 史跡を利用しようとする者(以下「利用者」という。)のうち、史跡において次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として写真、映画等を撮影する行為
- (3) 興行を行う行為
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、史跡の一部を独占して利用する行為
- (5) 小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第2条第3項に規定する小型無人機をいう。)を飛行させる行為

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う予定人数、行為の内容その他教育委員会規則で定める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他教育委員会規則で定める事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

4 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が公衆の史跡の利用又は史跡の管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

5 教育委員会は、第1項又は第3項の許可に史跡の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。(行為の禁止)

第6条 利用者は、史跡において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 史跡を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 竹木を伐採し、又は植物の採取若しくは植栽をする行為
- (3) 鳥獣類若しくは魚類を捕獲し、殺傷し、又は放つ行為
- (4) 土地の形質及び形状を変更する行為
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示する行為
- (6) 火気を使用する行為
- (7) 立入禁止区域に立ち入る行為
- (8) 車両その他これに類するものを乗り入れ、又は止め置く行為
- (9) 史跡の全部を独占して利用する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、史跡の管理上支障があると認められる行為

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第7条 教育委員会は、史跡の利用者の遵守事項を定め、及び史跡の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の禁止又は制限)

第8条 教育委員会は、史跡の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は史跡に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、史跡を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて史跡の利用を禁止し、又は制限することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 第5条第1項又は第3項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の条件の変更等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は史跡の管理上特に必要があるときは、当該許可の条件を変更し、若しくは行為を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第5項の規定による条件又は第7条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第6条又は前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって第5条第1項又は第3項の許可を受けたとき。

2 市は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状の回復)

第11条 使用者は、その行為を終えたときは、速やかに史跡を原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により、行為の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に史跡を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(立入りの禁止等)

第13条 教育委員会は、史跡内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、史跡からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第14条 使用者は、史跡において、第5条第1項第1号から第4号までに規定する行為をしようとするときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条に規定する使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 市又は教育委員会が主催、共催する行事等に利用するとき。

(2) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

2 使用者が、入場料その他これに類するものを徴収するときは、前項の規定は、適用しない。ただし、教育委員会が史跡の自主事業として利用するときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 史跡の管理上特に必要があるため、教育委員会が行為の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、史跡を利用することができないとき。

(3) 使用者が、使用料を納付した後、教育委員会規則で定める日までに行為の許可の取消し又は変更の申出を行い、当該許可の取消し又は変更を受けたとき。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、史跡の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行の日前においても行うことができる。

別表(第14条関係)

区分	利用単位	使用料
行為を行う予定人数が100人以下	1回	1,600円
行為を行う予定人数が101人以上	1回	3,200円

備考

1 1回とは、利用開始から24時間以内の利用をいう。

2 利用時間が24時間を超える場合は、24時間ごとに再度利用したものとみなして、使用料を算定する。